

日本銀行国債振替決済業務規程

目次

第一章 総則

- 第一条 趣旨
- 第二条 定義
- 第三条 日本銀行の振替業の取扱時間
- 第四条 休業日等
- 第五条 振込国債の範囲
- 第六条 発行者の同意

第二章 参加者等及び口座

第一節 参加者及び参加者口座

- 第七条 参加者口座の開設
- 第八条 参加者口座の区分
- 第九条 参加者の名称等の変更の届出等
- 第十条 参加者口座の廃止

第二節 間接参加者及び間接参加者口座

- 第十一条 間接参加者の承認
- 第十二条 間接参加者口座の区分
- 第十三条 間接参加者の名称等の変更の届出等
- 第十四条 間接参加者の承認の取消し

第三節 外国間接参加者及び外国間接参加者口座

- 第十五条 外国間接参加者の承認
- 第十六条 外国間接参加者口座の区分
- 第十七条 外国間接参加者の名称等の変更の届出等
- 第十八条 外国間接参加者の承認の取消し

第四節 顧客口座

- 第十九条 顧客口座の開設
- 第二十条 顧客との契約
- 第二十一条 顧客口座の区分

第三章 振替等

第一節 振替口座簿

- 第二十二条 振替口座簿の備付け
- 第二十三条 振替口座簿の記載事項又は記録事項

- 第二十四条 振替口座簿に記載又は記録をする振込国債の金額の単位
- 第二十五条 振替口座簿の保存
- 第二十六条 振替口座簿の記載又は記録の変更又は訂正
- 第二十七条 参加者口座の増減額及び残高の通知

第二節 新規記載又は記録

- 第二十八条 払込者に対する口座等の提示
- 第二十九条 払込者による日本銀行に対する通知
- 第三十条 日本銀行による新規記載又は記録及び通知
- 第三十一条 参加者による新規記載又は記録及び通知
- 第三十二条 間接参加者による新規記載又は記録及び通知
- 第三十三条 外国間接参加者による新規記載又は記録及び通知

第三節 振替

第一款 他の口座への振替

- 第三十四条 参加者による振替の申請
- 第三十五条 顧客による振替の申請
- 第三十六条 参加者及び顧客以外の者による振替の申請
- 第三十七条 日本銀行による振替に係る記載又は記録及び通知
- 第三十八条 参加者による振替に係る記載又は記録及び通知
- 第三十九条 間接参加者による振替に係る記載又は記録及び通知
- 第四十条 外国間接参加者による振替に係る記載又は記録及び通知

第二款 内訳区分間の振替

- 第四十一条 参加者による内訳区分間の振替の申請
- 第四十二条 顧客による内訳区分間の振替の申請
- 第四十三条 日本銀行による内訳区分間の振替に係る記載又は記録
- 第四十四条 参加者による内訳区分間の振替に係る記載又は記録及び通知
- 第四十五条 間接参加者による内訳区分間の振替に係る記載又は記録及び通知
- 第四十六条 外国間接参加者による内訳区分間の振替に係る記載又は記録及び通知

第四節 元利分離

- 第四十七条 参加者による元利分離の申請
- 第四十八条 顧客による元利分離の申請
- 第四十九条 日本銀行による元利分離に係る記載又は記録
- 第五十条 参加者による元利分離に係る記載又は記録及び通知
- 第五十一条 間接参加者による元利分離に係る記載又は記録及び通知
- 第五十二条 外国間接参加者による元利分離に係る記載又は記録及び通知

知

第五十三条 元利分離に係る記載又は記録をする内訳区分等

第五節 元利統合

第五十四条 参加者による元利統合の申請

第五十五条 顧客による元利統合の申請

第五十六条 日本銀行による元利統合に係る記載又は記録

第五十七条 参加者による元利統合に係る記載又は記録及び通知

第五十八条 間接参加者による元利統合に係る記載又は記録及び通知

第五十九条 外国間接参加者による元利統合に係る記載又は記録及び通知

第六十条 元利統合に係る記載又は記録をする内訳区分等

第六節 抹消

第六十一条 参加者による抹消の申請

第六十二条 顧客による抹消の申請

第六十三条 参加者及び顧客以外の者による抹消の申請

第六十四条 日本銀行による抹消に係る記載又は記録

第六十五条 参加者による抹消に係る記載又は記録及び通知

第六十六条 間接参加者による抹消に係る記載又は記録及び通知

第六十七条 外国間接参加者による抹消に係る記載又は記録及び通知

第六十八条 償還に伴う抹消に係る記載又は記録

第七節 信託の記載又は記録

第六十九条 信託の記載又は記録

第七十条 信託の記載又は記録の抹消

第七十一条 受託者の変更に伴う信託の記載又は記録等

第七十二条 削除

第四章 元利金の配分

第七十三条 元利金の配分

第五章 手数料

第七十四条 手数料

第六章 超過記載又は記録に係る義務の履行

第七十五条 日本銀行が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い

第七十六条 参加者が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い

第七十七条 間接参加者が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い

第七十八条 外国間接参加者が超過記載又は記録に係る義務を履行する

場合の取扱い

- 第七十九条 日本銀行が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い
- 第八十条 参加者が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い
- 第八十一条 間接参加者が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い
- 第八十二条 外国間接参加者が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い

第七章 加入者集会

- 第八十三条 加入者集会
- 第八十四条 加入者集会の議長
- 第八十五条 加入者の議決権
- 第八十六条 電磁的方法による議決権の行使
- 第八十七条 みなし賛成

第八章 加入者保護信託

- 第八十八条 定義
- 第八十九条 破産手続等開始決定の通知及び報告
- 第九十条 受託者に対する事務委託
- 第九十一条 負担金の支払債務
- 第九十二条 負担金の額
- 第九十三条 負担金の支払方法
- 第九十四条 日本銀行に対する報告

第九章 雑則

- 第九十五条 振替口座簿の記載事項又は記録事項の証明等
- 第九十六条 報告及び振替口座簿の閲覧
- 第九十七条 免責
- 第九十八条 所要事項の決定等
- 第九十九条 制度の廃止
- 第一百条 規程の改正
- 第一百一条 主権免除の放棄
- 第一百二条 準拠法及び合意管轄

附則

- 第一条 施行期日
- 第二条 振込国債の特例
- 第三条 特例国債に係る発行者の同意に関する公告
- 第四条 振替受入簿の備付け

- 第五条 特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の申請
- 第六条 日本銀行による特例国債に係る振替受入簿及び振替口座簿の記載又は記録並びに通知
- 第七条 参加者による特例国債に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知
- 第八条 間接参加者による特例国債に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知
- 第九条 外国間接参加者による特例国債に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知
- 第十条 特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の停止期間
- 第十一条 特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消
- 第十二条 日本銀行による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知
- 第十三条 参加者による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知
- 第十四条 間接参加者による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知
- 第十五条 外国間接参加者による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第四十七条第一項の指定を受けた日本銀行が営む国債の振替に関する業務（法第四十四条第二項に規定する場合を除く。以下「日本銀行の振替業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国債振替決済制度 日本銀行の振替業に係る国債の振替の仕組みをいう。
- 二 振決国債 国債振替決済制度において取り扱う国債をいう。
- 三 参加者口座 日本銀行が次に掲げる者のために開設する振決国債の振替を行うための口座をいう。
 - イ 法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は法第二条第二項に規定する振替機関（法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を除く。以下「他の振替機関」という。）
 - ロ 第七条第二項の規定により日本銀行が別に定める者
 - ハ 日本銀行
- 四 顧客口座 参加者口座以外の振決国債の振替を行うための口座をいう。
- 五 参加者 日本銀行から参加者口座の開設を受けた者をいう。
- 六 間接参加者 参加者（日本銀行を除く。）から顧客口座の開設を受けた者であって、他の者のために顧客口座（国内において他人の振決国債の管理を行う場合の当該振決国債の振替を行うための口座に限る。）を開設することができる者として日本銀行の承認を受けたものをいう。
- 七 外国間接参加者 参加者等（日本銀行を除く。）から顧客口座の開設を受けた者であって、他の者のために顧客口座（国外において他人の振決国債の管理を行う場合の当該振決国債の振替を行うための口座に限る。）を開設することができる者として日本銀行の承認を受けたものをいう。
- 八 参加者等 参加者、間接参加者又は外国間接参加者をいう。
- 九 顧客 参加者等から顧客口座の開設を受けた者をいう。
- 十 指定参加者 間接参加者が顧客口座の開設を受けた参加者であって、日本銀行が指定したものをいう。
- 十一 指定参加者等 外国間接参加者が顧客口座の開設を受けた参加者等であって、日本銀行が指定したものをいう。
- 十二 下位機関 次のいずれかに該当するものをいう。

- イ その参加者を指定参加者とする間接参加者
 - ロ その参加者等を指定参加者等とする外国間接参加者
 - ハ イの間接参加者又はロ若しくはハの外国間接参加者を指定参加者等とする外国間接参加者
- 十三 種別 参加者口座又は顧客口座において、その参加者又は顧客を受託者とする信託の信託財産に属する振込国債その他の日本銀行が別に定める振込国債を、それ以外の振込国債と区別するための区分をいう。
- 十四 銘柄 国債の名称及び記号をいう。ただし、分離元本振込国債にあつては分離元本振込国債である旨並びに元利分離前の国債の名称及び記号を特定するに足りる事項をいい、分離利息振込国債にあつては分離利息振込国債である旨及び利子支払期日を特定するに足りる事項をいう。
- 十五 元利分離 法第九十条第一項に規定する元利分離をいう。
- 十六 元利統合 分離元本振込国債を、これと名称及び記号並びに金額を同じくする分離適格振込国債の各利子部分と利子支払期日及び金額を同じくする各分離利息振込国債と統合することをいう。
- 十七 分離適格振込国債 振込国債のうち法第九十条第一項に規定する分離適格振替国債をいう。
- 十八 分離元本振込国債 振込国債のうち法第九十条第二項に規定する分離元本振替国債をいう。
- 十九 分離利息振込国債 振込国債のうち法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。
- 二十 分離適格振込国債等 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債をいう。

(日本銀行の振替業の取扱時間)

- 第三条 日本銀行の振替業の取扱時間は、日本銀行が別に定めるものを除き、午前九時から午後四時三十分までとする。
- 2 日本銀行は、必要があると認める場合には、前項の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を参加者（日本銀行を除く。以下この章において同じ。）に通知し、又は電磁的方法により参加者がその情報の提供を受けられる状態に置く措置をとる。
- 3 前項に規定する電磁的方法は、日本銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて参加者の閲覧に供し、参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するものとする。

(休業日等)

第四条 日本銀行の振替業の休業日は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十五条第一項の業務方法書に定める日本銀行の休日とする。

2 日本銀行は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の日に臨時に日本銀行の振替業を休業し、又は同項の休業日に臨時に日本銀行の振替業を取り扱うことができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を参加者に通知する。

(振込国債の範囲)

第五条 振込国債は、法第八十八条に規定する財務大臣が指定した国債（内国債に限る。）とする。ただし、日本銀行が法第十三条第一項の国の同意を得なかったものその他日本銀行が別に定めるものについては、この限りでない。

(発行者の同意)

第六条 法第十三条第一項の国の同意に関し必要な事項は、日本銀行が別に定める。

第二章 参加者等及び口座

第一節 参加者及び参加者口座

(参加者口座の開設)

第七条 日本銀行は、参加者口座の開設の申出を受けた場合において、当該申出をした者が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申出をした者のために参加者口座を開設する。第二号に掲げる基準の細目は、日本銀行が別に定める。

一 当該申出をした者が法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は他の振替機関であること。

二 当該申出をした者が他の者のために顧客口座を開設することができる参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

2 日本銀行は、前項の規定にかかわらず、参加者口座（次条第一項第一号に掲げる口座に限る。）の開設の申出を受けた場合において、当該申出をした者が参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことその他の日本銀行が別に定める基準に適合していると認めるときは、当該申出をした者のために参加者口座を開

設する。

- 3 参加者口座の開設を受けようとする者（日本銀行を除く。）は、日本銀行に対し、その者の登記事項証明書その他の日本銀行が別に定める書類を提出しなければならない。この場合において、日本銀行は、当該者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する方法により、本人であることの確認を行う。
- 4 日本銀行は、参加者口座を開設する場合には、当該参加者口座の開設を受ける者（日本銀行を除く。）に対し、その開設の日を通知する。
- 5 日本銀行は、参加者口座を開設する場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、当該参加者口座の開設を受ける者の名称及びその開設の日を通知する。
- 6 日本銀行は、自己のために参加者口座を開設することができる。

（参加者口座の区分）

第八条 参加者口座は、次に掲げるものに区分する。ただし、前条第二項の規定により開設する参加者口座は、第一号に掲げる口座に限る。

- 一 その参加者が振込国債についての権利を有するものの記載又は記録をする口座（以下「参加者口座（自己口）」という。）
 - 二 その参加者又はその下位機関の顧客が振込国債についての権利を有するものの記載又は記録をする口座（以下「参加者口座（顧客口）」という。）
- 2 参加者口座（自己口）及び参加者口座（顧客口）には、日本銀行が別に定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設ける。この場合において、参加者口座（自己口）には、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設ける。

（参加者の名称等の変更の届出等）

第九条 参加者（日本銀行を除く。）は、その名称、住所その他の日本銀行が別に定める事項に変更があった場合には、直ちに、日本銀行に対し、その旨を届け出なければならない。

- 2 日本銀行は、参加者の名称に変更があったことを知った場合には、他の参加者（日本銀行を除く。）に対し、その旨を通知する。
- 3 第七条第一項の規定により参加者口座の開設を受けた参加者は、法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は他の振替機関でなくなった場合には、直ちに、日本銀行に対し、その旨を届け出なければならない。

(参加者口座の廃止)

第十条 参加者（日本銀行を除く。次項及び第三項において同じ。）は、日本銀行に対し、自己の参加者口座の廃止の申出をすることができる。当該申出は、その廃止の日として希望する日の一か月前までにしなければならない。

2 日本銀行は、参加者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該参加者の参加者口座を廃止する。

一 前項の申出をした場合

二 法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は他の振替機関でなくなった場合（第七条第一項の規定により参加者口座の開設を受けた参加者の場合に限る。）

3 日本銀行は、参加者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該参加者の参加者口座を廃止することができる。この場合においては、あらかじめ当該参加者に釈明の機会を与えるものとする。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程又は第九十八条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合

二 前号に掲げる場合のほか、国債振替決済制度の信用を害し、若しくはその運営を著しく阻害し、又はそのおそれがあると日本銀行が認めた場合

4 前項の規定による参加者口座の廃止は、日本銀行の損害賠償請求権の行使を妨げない。

5 参加者は、第二項又は第三項の規定により自己の参加者口座が廃止される場合には、その廃止前に、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債を当該参加者が他の参加者等から開設を受けた顧客口座に振替えるための手続及び当該参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債を他の顧客口座に振替えるための手続をとらなければならない。

6 日本銀行は、第二項又は第三項の規定による参加者口座の廃止に伴い生じた損害については、責任を負わない。

7 日本銀行は、第二項又は第三項の規定により参加者口座を廃止する場合には、その参加者に対し、その廃止の日を通知する。

8 日本銀行は、第二項、第三項又は次項の規定により参加者口座を廃止する場合には、他の参加者（日本銀行を除く。）に対し、その参加者の名称及びその廃止の日を通知する。

9 日本銀行は、自己の参加者口座を廃止することができる。この場合においては、その廃止前に、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債を日本銀行が他の参加者等から開設を受けた顧客口座に振替えるための手続及び日本銀行が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債を他の顧客口座に振替えるための手続をとる。

第二節 間接参加者及び間接参加者口座

(間接参加者の承認)

第十一条 日本銀行は、第二条第六号の承認（以下「間接参加者の承認」という。）の申請を受けた場合において、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、日本銀行が指定する参加者から顧客口座の開設を受けることを条件として、これを承認する。第二号に掲げる基準の細目は、日本銀行が別に定める。

- 一 当該申請をした者が法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は他の振替機関であること。
- 二 当該申請をした者が間接参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
- 2 間接参加者の承認を受けようとする者は、日本銀行に対し、その者の登記事項証明書その他の日本銀行が別に定める書類を提出しなければならない。
- 3 日本銀行は、間接参加者の承認をする場合には、その承認を受ける者に対し、その承認の日及び第一項の日本銀行が指定する参加者の名称を通知する。
- 4 日本銀行は、間接参加者の承認をする場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、その承認を受ける者の名称、その承認の日及び第一項の日本銀行が指定する参加者の名称を通知する。

(間接参加者口座の区分)

第十二条 指定参加者が間接参加者のために開設した顧客口座（以下「間接参加者口座」という。）は、次に掲げるものに区分する。

- 一 当該間接参加者が振込国債についての権利を有するものの記載又は記録をする口座（以下「間接参加者口座（自己口）」という。）
- 二 当該間接参加者又はその下位機関の顧客が振込国債についての権利を有するものの記載又は記録をする口座（以下「間接参加者口座（顧客口）」という。）
- 2 間接参加者口座（自己口）及び間接参加者口座（顧客口）には、日本銀行が別に定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設ける。この場合において、間接参加者口座（自己口）には、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設ける。

(間接参加者の名称等の変更の届出等)

第十三条 間接参加者は、その名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、

日本銀行に対し、その旨を届け出なければならない。

- 2 日本銀行は、間接参加者の名称に変更があったことを知った場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、その旨を通知する。
- 3 間接参加者は、法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は他の振替機関でなくなった場合には、直ちに、日本銀行に対し、その旨を届け出なければならない。

（間接参加者の承認の取消し）

第十四条 間接参加者は、日本銀行に対し、その間接参加者の承認の取消しの申出をすることができる。当該申出は、その取消しの日として希望する日の一か月前までにしなければならない。

- 2 日本銀行は、間接参加者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その間接参加者の承認を取り消す。
 - 一 前項の申出をした場合
 - 二 法第四十四条第一項第一号から第十二号までに掲げる者又は他の振替機関でなくなった場合
- 3 日本銀行は、間接参加者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その間接参加者の承認を取り消すことができる。この場合においては、あらかじめ当該間接参加者に釈明の機会を与えるものとする。
 - 一 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程又は第九十八条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、国債振替決済制度の信用を害し、若しくはその運営を著しく阻害し、又はそのおそれがあると日本銀行が認めた場合
- 4 前項の規定による間接参加者の承認の取消しは、日本銀行の損害賠償請求権の行使を妨げない。
- 5 間接参加者は、その間接参加者の承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該間接参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債を他の顧客口座に振替えるための手続をとらなければならない。
- 6 日本銀行は、間接参加者の承認の取消しに伴い生じた損害については、責任を負わない。
- 7 日本銀行は、間接参加者の承認を取り消す場合には、その間接参加者に対し、その取消しの日を通知する。
- 8 日本銀行は、間接参加者の承認を取り消す場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、その間接参加者の名称及びその取消しの日を通知する。

第三節 外国間接参加者及び外国間接参加者口座

(外国間接参加者の承認)

第十五条 日本銀行は、第二条第七号の承認（以下「外国間接参加者の承認」という。）の申請を受けた場合において、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、日本銀行が指定する参加者等から顧客口座の開設を受けることを条件として、これを承認する。第二号に掲げる基準の細目は、日本銀行が別に定める。

- 一 当該申請をした者が法第四十四条第一項第十三号に掲げる者であること。
- 二 当該申請をした者が外国間接参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
- 2 外国間接参加者の承認を受けようとする者は、日本銀行に対し、その者の登記事項証明書その他の日本銀行が別に定める書類を提出しなければならない。
- 3 日本銀行は、外国間接参加者の承認をする場合には、その承認を受ける者に対し、その承認の日及び第一項の日本銀行が指定する参加者等の名称を通知する。
- 4 日本銀行は、外国間接参加者の承認をする場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、その承認を受ける者の名称、その承認の日及び第一項の日本銀行が指定する参加者等の名称を通知する。この場合において、当該日本銀行が指定する参加者等が間接参加者又は外国間接参加者であるときは、当該間接参加者又は外国間接参加者に対しても、これらを通知する。

(外国間接参加者口座の区分)

第十六条 指定参加者等が外国間接参加者のために開設した顧客口座（以下「外国間接参加者口座」という。）は、次に掲げるものに区分する。

- 一 当該外国間接参加者が振込国債についての権利を有するものの記載又は記録をする口座（以下「外国間接参加者口座（自己口）」という。）
- 二 当該外国間接参加者又はその下位機関の顧客が振込国債についての権利を有するものの記載又は記録をする口座（以下「外国間接参加者口座（顧客口）」という。）
- 2 外国間接参加者口座（自己口）及び外国間接参加者口座（顧客口）には、日本銀行が別に定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設ける。この場合において、外国間接参加者口座（自己口）には、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設ける。

(外国間接参加者の名称等の変更の届出等)

第十七条 外国間接参加者は、その名称、住所その他の日本銀行が別に定める事項に変更があった場合には、直ちに、日本銀行に対し、その旨を届け出なければならない。

- 2 日本銀行は、外国間接参加者の名称に変更があったことを知った場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、その旨を通知する。
- 3 外国間接参加者は、法第四十四条第一項第十三号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、日本銀行に対し、その旨を届け出なければならない。

(外国間接参加者の承認の取消し)

第十八条 外国間接参加者は、日本銀行に対し、その外国間接参加者の承認の取消しの申出をすることができる。当該申出は、その取消しの日として希望する日の一か月前までにしなければならない。

- 2 日本銀行は、外国間接参加者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その外国間接参加者の承認を取り消す。
 - 一 前項の申出をした場合
 - 二 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者でなくなった場合
- 3 日本銀行は、外国間接参加者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その外国間接参加者の承認を取り消すことができる。この場合においては、あらかじめ当該外国間接参加者に釈明の機会を与えるものとする。
 - 一 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程又は第九十八条の規定により日本銀行が定めた事項に違反した場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、国債振替決済制度の信用を害し、若しくはその運営を著しく阻害し、又はそのおそれがあると日本銀行が認めた場合
- 4 前項の規定による外国間接参加者の承認の取消しは、日本銀行の損害賠償請求権の行使を妨げない。
- 5 外国間接参加者は、その外国間接参加者の承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該外国間接参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債を他の顧客口座に振替えるための手続をとらなければならない。
- 6 日本銀行は、外国間接参加者の承認の取消しに伴い生じた損害については、責任を負わない。
- 7 日本銀行は、外国間接参加者の承認を取り消す場合には、その外国間接参加者に対し、その取消しの日を通知する。
- 8 日本銀行は、外国間接参加者の承認を取り消す場合には、参加者（日本銀行を除く。）に対し、その外国間接参加者の名称及びその取消しの日を通知する。この場合において、当該外国間接参加者の指定参加者等が間接参加者又

は外国間接参加者であるときは、当該間接参加者又は外国間接参加者に対しても、これらを通知する。

第四節 顧客口座

(顧客口座の開設)

第十九条 顧客口座は、参加者等（第七条第二項の規定により参加者口座の開設を受けた参加者を除く。以下この節において同じ。）でなければ、これを開設することができない。

- 2 参加者又は間接参加者は、顧客口座の開設を受ける者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。
- 3 外国間接参加者は、顧客口座の開設を受ける者について、前項に規定する方法により、又は当該外国間接参加者が当該顧客口座を開設する国の法令若しくは慣習に従い、本人であることの確認を行わなければならない。
- 4 日本銀行は、顧客口座の開設の申出を受けた場合において、当該申出をした者が日本銀行の顧客になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないことその他の日本銀行が別に定める基準に適合していると認めるときは、当該申出をした者のために顧客口座を開設する。

(顧客との契約)

第二十条 参加者等は、顧客口座を開設する際に、顧客との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。ただし、日本銀行が別に定める者のための顧客口座の開設にあつては、この限りでない。

- 一 当該顧客口座は、国債振替決済制度に基づき開設されるものであつて、当該顧客口座の取扱いについては、この契約に定めるところによるほか、法その他の法令及びこの規程その他の日本銀行が国債振替決済制度に関し定めた事項に従うこと。
- 二 当該顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。次号から第六号までにおいて同じ。）には、当該顧客が振込国債についての権利を有するものに限り記載又は記録をすること。
- 三 当該顧客は、当該顧客口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該参加者等に対し、振替（法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるものを除く。）の申請をすることができること。

- 四 当該顧客が法第九十三条第三項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者である場合には、当該顧客は、当該顧客口座の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該参加者等に対し、元利分離の申請をすることができること。
- 五 当該顧客が法第九十三条第三項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者である場合には、当該顧客は、当該顧客口座の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該参加者等に対し、元利統合の申請をすることができること。
- 六 当該顧客口座に記載又は記録がされている振込国債について償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払）が行われた場合には、当該顧客から当該参加者等に対し、当該振込国債について、抹消の申請があつたものとみなすこと。
- 七 当該顧客口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の元金及び利子は、当該参加者等が当該顧客に代わつて受領し、これを当該顧客に配分すること。
- 八 当該参加者等が参加者（日本銀行を除く。）である場合には、前号の元金及び利子の受領については、同号の規定により授権を受けた当該参加者から日本銀行に対し授権がされること。
- 九 当該参加者等が間接参加者である場合には、第七号の元金及び利子の受領については、同号の規定により授権を受けた当該間接参加者からその指定参加者に対し授権がされ、当該指定参加者から日本銀行に対し授権がされること。
- 十 当該参加者等が外国間接参加者である場合には、第七号の元金及び利子の受領については、次に定めるところにより授権がされること。
- イ 同号の規定により授権を受けた当該外国間接参加者又はこの規定により授権を受けた指定参加者等である外国間接参加者からその指定参加者等に対し授権がされること。
- ロ イの規定により授権を受けた指定参加者等である間接参加者からその指定参加者に対し授権がされること。
- ハ イの規定により授権を受けた指定参加者等である参加者又はロの規定により授権を受けた指定参加者から日本銀行に対し授権がされること。
- 十一 当該顧客は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合には、

直ちに、当該参加者等に対し、その旨を届け出ること。

十二 当該参加者等が参加者（日本銀行を除く。）であつて、当該顧客が法第十一条第二項に規定する加入者である場合には、当該参加者は、当該顧客に対し、日本銀行が当該顧客に対して負う法第一百五条第二項又は第一百九条第三項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

十三 当該参加者等が間接参加者であつて、当該顧客が法第十一条第二項に規定する加入者である場合には、当該間接参加者は、当該顧客に対し、日本銀行又はその指定参加者が当該顧客に対して負う法第一百五条第二項、第一百六条第二項、第一百九条第三項又は第一百十条第三項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

2 前項第七号の規定にかかわらず、参加者等は、顧客との間で、当該顧客からの申出に基づき、当該顧客の顧客口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）の利子の全部又は一部を当該顧客以外の者に配分することを約することができる。

（顧客口座の区分）

第二十一条 顧客口座（間接参加者口座及び外国間接参加者口座を除く。次項において同じ。）には、その顧客が振込国債についての権利を有するもの限り記載又は記録をする。

2 顧客口座には、日本銀行が別に定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設ける。この場合において、質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設ける。

第三章 振替等

第一節 振替口座簿

（振替口座簿の備付け）

第二十二条 日本銀行及び参加者等（第七条第二項の規定により参加者口座の開設を受けた参加者を除く。）は、その営業所又は事務所（日本銀行、参加者及び間接参加者にあつては、その国内にある営業所又は事務所に限る。）において、振替口座簿を備えなければならない。

2 振替口座簿は、法第九十一条第六項に規定する電磁的記録で作成することができる。

(振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第二十三条 日本銀行が備える振替口座簿（日本銀行が参加者として備える振替口座簿を除く。）は参加者口座ごとに区分し、参加者等が備える振替口座簿は顧客口座ごとに区分する。

2 日本銀行が備える振替口座簿の各参加者口座には、次に掲げる事項の記載又は記録をする。

一 参加者の名称及び住所

二 銘柄

三 銘柄ごとの参加者口座（自己口）の種別及び内訳区分別の増減額及び残高

四 銘柄ごとの参加者口座（顧客口）の種別及び内訳区分別の増減額及び残高

五 処分の制限に関する事項

3 参加者等が備える振替口座簿の各顧客口座（間接参加者口座及び外国間接参加者口座を除く。）には、次に掲げる事項の記載又は記録をする。

一 顧客の氏名又は名称及び住所

二 銘柄

三 銘柄ごとの種別及び内訳区分別の増減額及び残高

四 処分の制限に関する事項

4 指定参加者が備える振替口座簿の各間接参加者口座には、次に掲げる事項の記載又は記録をする。

一 間接参加者の名称及び住所

二 銘柄

三 銘柄ごとの間接参加者口座（自己口）の種別及び内訳区分別の増減額及び残高

四 銘柄ごとの間接参加者口座（顧客口）の種別及び内訳区分別の増減額及び残高

五 処分の制限に関する事項

5 指定参加者等が備える振替口座簿の各外国間接参加者口座には、次に掲げる事項の記載又は記録をする。

一 外国間接参加者の名称及び住所

二 銘柄

三 銘柄ごとの外国間接参加者口座（自己口）の種別及び内訳区分別の増減額及び残高

四 銘柄ごとの外国間接参加者口座（顧客口）の種別及び内訳区分別の増減額及び残高

五 処分の制限に関する事項

(振替口座簿に記載又は記録をする振込国債の金額の単位)

第二十四条 振替口座簿に記載又は記録をする振込国債の金額は、その振込国債の額面金額の最低額（以下「最低額面金額」という。）の整数倍とする。

(振替口座簿の保存)

第二十五条 日本銀行及び参加者等は、振替口座簿を、作成後十年間保存しなければならない。この場合において、振替口座簿が汚損し、き損し、紛失し、又は滅失することのないよう十分に注意して保存しなければならない。

(振替口座簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第二十六条 日本銀行及び参加者等は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

2 日本銀行及び参加者等は、その備える振替口座簿の記載又は記録に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(参加者口座の増減額及び残高の通知)

第二十七条 日本銀行は、その備える振替口座簿の参加者口座（日本銀行の参加者口座を除く。）において増額又は減額の記載又は記録（償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払）に伴う抹消に係る記載又は記録を除く。）をした場合には、当該参加者口座の開設を受けている参加者に対し、その増減額及び残高を通知する。

第二節 新規記載又は記録

(払込者に対する口座等の提示)

第二十八条 振込国債が発行される場合には、その発行前に、当該振込国債を最初を取得しようとする者（法第百十二条の申込みを行う者のために自己の参加者口座（自己口）又は顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に増額の記載又は記録を受けようとする者を含み、日本銀行に対し当該振込国債に係る払込金の払込みを行う者（以下「払込者」という。）を除く。）は、払込者に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 自己の参加者口座又は顧客口座

- 二 前号の参加者口座又は顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の当該振込国債の金額
- 2 前項第二号の内訳区分は、質権の目的である振込国債の記載又は記録をするものであってはならない。
- 3 第一項第二号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

(払込者による日本銀行に対する通知)

第二十九条 振込国債が発行される場合には、その発行前に、払込者は、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該振込国債の銘柄
 - 二 増額の記載又は記録がされるべき参加者口座
 - 三 前号の参加者口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の当該振込国債の金額
 - 四 当該振込国債を顧客が最初に取得するときは、次に掲げる事項
 - イ 当該顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - ロ 当該顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の当該振込国債の金額
 - 五 その他の日本銀行が別に定める事項
- 2 前項第三号の内訳区分（参加者口座（自己口）の内訳区分に限る。）及び同項第四号ロの内訳区分は、質権の目的である振込国債の記載又は記録をするものであってはならない。
 - 3 第一項第三号の金額及び同項第四号ロの金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

(日本銀行による新規記載又は記録及び通知)

第三十条 日本銀行は、払込者から振込国債に係る払込金の払込みを受けた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、前条第一項の通知に基づく増額の記載又は記録をする。

- 2 前項の場合において、日本銀行は、参加者口座（顧客口）（日本銀行の参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、当該参加者口座（顧客口）の開設を受けている参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をする。
 - 一 振込国債の銘柄
 - 二 当該参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - 三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種

別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の振込国債の金額

- 3 第一項の場合において、日本銀行は、自己の参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をする。

（参加者による新規記載又は記録及び通知）

第三十一条 参加者は、前条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該参加者は、間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている間接参加者又は外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をしなければならない。

一 振込国債の銘柄

二 当該間接参加者若しくは外国間接参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座

三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の振込国債の金額

（間接参加者による新規記載又は記録及び通知）

第三十二条 間接参加者は、前条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をしなければならない。

一 振込国債の銘柄

二 当該外国間接参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座

三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の振込国債の金額

（外国間接参加者による新規記載又は記録及び通知）

第三十三条 外国間接参加者は、第三十一条第二項、前条第二項又は次項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増

額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をしなければならない。
 - 一 振込国債の銘柄
 - 二 当該外国間接参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - 三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の振込国債の金額

第三節 振替

第一款 他の口座への振替

（参加者による振替の申請）

第三十四条 参加者（日本銀行を除く。）は、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、他の参加者口座（自己口）又は顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）への振替（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）その他の法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が別に定めるものを除く。以下同じ。）の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該参加者の参加者口座（自己口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 三 増額の記載又は記録がされるべき参加者口座
- 四 前号の参加者口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 五 振替先口座（参加者口座（自己口）への振替にあつてはその参加者口座をいい、顧客口座への振替にあつては当該顧客口座をいう。以下同じ。）が顧客口座である場合（次項に規定する日本銀行が別に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項
 - イ 振替先口座
 - ロ 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区

分

六 その他の日本銀行が別に定める事項

- 2 前項の申請をする参加者は、日本銀行が別に定める場合（振替先口座が顧客口座である場合に限る。）には、同項第三号の参加者口座の開設を受けている参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 振替先口座
 - 三 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 第一項第一号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

（顧客による振替の申請）

第三十五条 顧客は、自己の顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。以下この条において同じ。）に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該顧客口座を開設している参加者等に対し、参加者口座（自己口）又は他の顧客口座への振替の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該顧客の顧客口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 振替先口座
 - 四 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 2 前項第一号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

（参加者及び顧客以外の者による振替の申請）

第三十六条 第三十四条（第二項を除く。）の規定は、参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について、法令の規定に基づき当該参加者口座（自己口）の開設を受けている参加者以外の者が振替の申請をする場合について準用する。

- 2 前条の規定は、顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債について、法令の規定に基づき当該顧客口座の開設を受けている顧客以外の者が振替の申請をする場合について準用する。

(日本銀行による振替に係る記載又は記録及び通知)

第三十七条 日本銀行は、第三十四条第一項若しくは前条第一項の申請又は次条第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。

2 前項の場合において、日本銀行は、振替先口座が日本銀行が開設している顧客口座であるときは、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該申請又は当該通知に基づく増額の記載又は記録をする。

3 日本銀行は、第三十五条第一項又は前条第二項の申請を受けた場合には、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該申請に基づく減額の記載又は記録をする。

4 前項の場合において、日本銀行は、振替先口座が日本銀行が開設している顧客口座であるときは、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該申請に基づく増額の記載又は記録をする。

5 第三項の場合において、日本銀行は、振替先口座が日本銀行が開設している顧客口座でないときは、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。

6 日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について、他の参加者口座（自己口）又は顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）への振替を行うこととした場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。

7 前項の場合において、日本銀行は、振替先口座が日本銀行が開設している顧客口座であるときは、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該振替に係る増額の記載又は記録をする。

8 第一項（第三十四条第二項に規定する日本銀行が別に定める場合及び次条第四項に規定する日本銀行が別に定める場合を除く。）、第五項又は第六項の場合において、日本銀行は、参加者口座（顧客口）（日本銀行の参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、当該参加者口座（顧客口）の開設を受けている参加者に対し、次に掲げる事項の通知をする。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
- 二 振替先口座
- 三 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

(参加者による振替に係る記載又は記録及び通知)

第三十八条 参加者（日本銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第三十五条第一項若しくは第三十六条第二項の申請又は次条第三項若しくは第四十条第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申

請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該参加者は、振替先口座が当該参加者又はその下位機関が開設している顧客口座であるときは、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該参加者は、振替先口座が当該参加者又はその下位機関が開設している顧客口座でないときは、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者の参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 増額の記載又は記録がされるべき参加者口座
 - 四 前号の参加者口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 五 振替先口座が顧客口座であるとき（次項に規定する日本銀行が別に定める場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - イ 振替先口座
 - ロ 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 六 その他の日本銀行が別に定める事項
- 4 前項の通知をする参加者は、日本銀行が別に定める場合（振替先口座が顧客口座である場合に限る。）には、同項第三号の参加者口座の開設を受けている参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合においては、その振替の申請をした顧客又はその振替について次条第三項若しくは第四十条第三項の通知をした間接参加者若しくは外国間接参加者に、この通知を代わって行わせることができる。
 - 一 増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 振替先口座
 - 三 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 5 参加者は、第三十四条第二項、前条第八項又は前項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。
- 6 第二項又は前項の場合において、当該参加者は、間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている間接参加者又は外国間接参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
- 二 振替先口座
- 三 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

(間接参加者による振替に係る記載又は記録及び通知)

第三十九条 間接参加者は、第三十五条第一項若しくは第三十六条第二項の申請又は次条第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をしなければならない。

2 前項の場合において、当該間接参加者は、振替先口座が当該間接参加者又はその下位機関が開設している顧客口座であるときは、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

3 第一項の場合において、当該間接参加者は、振替先口座が当該間接参加者又はその下位機関が開設している顧客口座でないときは、その指定参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該間接参加者の間接参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 三 振替先口座
- 四 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

4 間接参加者は、前条第六項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

5 第二項又は前項の場合において、当該間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
- 二 振替先口座
- 三 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

(外国間接参加者による振替に係る記載又は記録及び通知)

第四十条 外国間接参加者は、第三十五条第一項若しくは第三十六条第二項の申請又は第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をしなければならない。

2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、振替先口座が当該外国間接参加者又はその下位機関が開設している顧客口座であるときは、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく増額の記載又は記録を

しなければならない。

- 3 第一項の場合において、当該外国間接参加者は、振替先口座が当該外国間接参加者又はその下位機関が開設している顧客口座でないときは、その指定参加者等に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該外国間接参加者の外国間接参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 振替先口座
 - 四 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 4 外国間接参加者は、第三十八条第六項、前条第五項又は次項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。
- 5 第二項又は前項の場合において、当該外国間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 振替先口座
 - 三 振替先口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

第二款 内訳区分間の振替

（参加者による内訳区分間の振替の申請）

- 第四十一条 参加者（日本銀行を除く。）は、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、当該参加者口座（自己口）における内訳区分間の振替（その口座の他の内訳区分（他の種別の内訳区分を含む。）への振替をいう。以下同じ。）の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者口座（自己口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 当該参加者口座（自己口）において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 四 その他の日本銀行が別に定める事項
- 2 前項第一号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

(顧客による内訳区分間の振替の申請)

第四十二条 顧客は、自己の顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債について、当該顧客口座を開設している参加者等に対し、当該顧客口座における内訳区分間の振替の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該顧客口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 当該顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 2 前項第一号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

(日本銀行による内訳区分間の振替に係る記載又は記録)

第四十三条 日本銀行は、第四十一条第一項の申請又は次条第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。

- 2 日本銀行は、前条第一項の申請を受けた場合には、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該申請に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。
- 3 日本銀行は、前項に規定する場合のほか、日本銀行が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債について、当該顧客口座における内訳区分間の振替を行う必要が生じたことを知った場合には、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。
- 4 第三十七条第四項又は前二項の場合において、日本銀行は、自己の参加者口座（顧客口）における内訳区分間の振替を行う必要が生じたときは、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。
- 5 日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について、当該参加者口座（自己口）における内訳区分間の振替を行うこととした場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。
- 6 日本銀行は、第一項又は前二項に規定する場合のほか、参加者口座に記載又は記録がされている振込国債について、当該参加者口座における内訳区分間の振替を行う必要が生じたことを知った場合には、その備える振替口座簿

の参加者口座において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。

(参加者による内訳区分間の振替に係る記載又は記録及び通知)

第四十四条 参加者（日本銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第四十二条第一項の申請又は次条第三項若しくは第四十六条第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 参加者は、前項に規定する場合のほか、当該参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債について、当該顧客口座における内訳区分間の振替を行う必要が生じたことを知った場合には、その備える振替口座簿において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。
- 3 第三十八条第二項又は前二項の場合において、当該参加者は、自己の参加者口座（顧客口）における内訳区分間の振替を行う必要が生じたときは、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 当該参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 四 その他の日本銀行が別に定める事項

(間接参加者による内訳区分間の振替に係る記載又は記録及び通知)

第四十五条 間接参加者は、第四十二条第一項の申請又は次条第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 間接参加者は、前項に規定する場合のほか、当該間接参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債について、当該顧客口座における内訳区分間の振替を行う必要が生じたことを知った場合には、その備える振替口座簿において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。
- 3 第三十九条第二項又は前二項の場合において、当該間接参加者は、自己の間接参加者口座（顧客口）における内訳区分間の振替を行う必要が生じたときは、その指定参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額

- 二 当該間接参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 三 当該間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

（外国間接参加者による内訳区分間の振替に係る記載又は記録及び通知）

第四十六条 外国間接参加者は、第四十二条第一項の申請又は第三項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 外国間接参加者は、前項に規定する場合のほか、当該外国間接参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債について、当該顧客口座における内訳区分間の振替を行う必要が生じたことを知った場合には、その備える振替口座簿において、当該内訳区分間の振替に係る減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。
- 3 第四十条第二項又は前二項の場合において、当該外国間接参加者は、自己の外国間接参加者口座（顧客口）における内訳区分間の振替を行う必要が生じたときは、その指定参加者等に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該外国間接参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 当該外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

第四節 元利分離

（参加者による元利分離の申請）

第四十七条 参加者（法第九十三条第三項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者に限る。）は、自己の参加者口座（自己口）の第五十三条第一項に規定する内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたものを除く。）について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、元利分離の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該参加者口座（自己口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

三 その他の日本銀行が別に定める事項

- 2 前項第一号の金額は、分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、その分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるものでなければならない。

(顧客による元利分離の申請)

第四十八条 顧客（法第九十三条第三項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者に限る。）は、自己の顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）の第五十三条第一項に規定する内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該顧客口座を開設している参加者等に対し、元利分離の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該顧客口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 2 前項第一号の金額は、分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、その分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるものでなければならない。

(日本銀行による元利分離に係る記載又は記録)

第四十九条 日本銀行は、第四十七条第一項の申請又は次条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。

- 2 日本銀行は、前条第一項の申請を受けた場合には、その備える振替口座簿の顧客口座及び参加者口座において、当該申請に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。
- 3 日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）の第五十三条第一項に規定する内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、元利分離を行うこととした場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該元利分離に係る減額及び増額の記載又は記録をする。

(参加者による元利分離に係る記載又は記録及び通知)

第五十条 参加者（日本銀行を除く。）は、第四十八条第一項の申請又は次条第二項若しくは第五十二条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該参加者は、日本銀行が別に定めるところにより、

日本銀行に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該参加者の参加者口座（顧客口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 三 その他の日本銀行が別に定める事項

（間接参加者による元利分離に係る記載又は記録及び通知）

第五十一条 間接参加者は、第四十八条第一項の申請又は次条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該間接参加者は、その指定参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該間接参加者の間接参加者口座（顧客口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

（外国間接参加者による元利分離に係る記載又は記録及び通知）

第五十二条 外国間接参加者は、第四十八条第一項の申請又は次項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、その指定参加者等に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該外国間接参加者の外国間接参加者口座（顧客口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

（元利分離に係る記載又は記録をする内訳区分等）

第五十三条 第四十九条から前条までの規定により減額及び増額の記載又は記録をする内訳区分は、日本銀行が別に定める。

- 2 前項の規定により日本銀行が別に定める内訳区分は、参加者口座（自己口）及び顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）にあつては、質権の目的である振込国債の記載又は記録をするもの以外のものに限る。
- 3 第四十九条から前条までの規定による増額の記載又は記録は、次の各号に掲げる振込国債に係る当該各号に定める金額について行う。
 - 一 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の元本部分である振込国債 当該分離適格振込国債の金額と同額

- 二 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の各利子部分である振込国債 当該分離適格振込国債の各利子の金額と同額

第五節 元利統合

(参加者による元利統合の申請)

第五十四条 参加者（法第九十三条第三項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者に限る。）は、自己の参加者口座（自己口）の第六十条第一項に規定する内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたものを除く。）について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、元利統合の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者口座（自己口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
 - 三 その他の日本銀行が別に定める事項
- 2 前項第一号の金額は、分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、その分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるものでなければならない。

(顧客による元利統合の申請)

第五十五条 顧客（法第九十三条第三項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者に限る。）は、自己の顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）の第六十条第一項に規定する内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該顧客口座を開設している参加者等に対し、元利統合の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該顧客口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 2 前項第一号の金額は、分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、その分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるものでなければならない。

(日本銀行による元利統合に係る記載又は記録)

第五十六条 日本銀行は、第五十四条第一項の申請又は次条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。

2 日本銀行は、前条第一項の申請を受けた場合には、その備える振替口座簿の顧客口座及び参加者口座において、当該申請に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。

3 日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）の第六十条第一項に規定する内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、元利統合を行うこととした場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該元利統合に係る減額及び増額の記載又は記録をする。

（参加者による元利統合に係る記載又は記録及び通知）

第五十七条 参加者（日本銀行を除く。）は、第五十五条第一項の申請又は次条第二項若しくは第五十九条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

2 前項の場合において、当該参加者は、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該参加者の参加者口座（顧客口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 三 その他の日本銀行が別に定める事項

（間接参加者による元利統合に係る記載又は記録及び通知）

第五十八条 間接参加者は、第五十五条第一項の申請又は次条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

2 前項の場合において、当該間接参加者は、その指定参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- 二 当該間接参加者の間接参加者口座（顧客口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

（外国間接参加者による元利統合に係る記載又は記録及び通知）

第五十九条 外国間接参加者は、第五十五条第一項の申請又は次項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額及び増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、その指定参加者等に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該外国間接参加者の外国間接参加者口座（顧客口）において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

（元利統合に係る記載又は記録をする内訳区分等）

第六十条 第五十六条から前条までの規定により減額及び増額の記載又は記録をする内訳区分は、日本銀行が別に定める。

- 2 前項の規定により日本銀行が別に定める内訳区分は、参加者口座（自己口）及び顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）にあっては、質権の目的である振込国債の記載又は記録をするもの以外のものに限る。
- 3 第五十六条から前条までの規定による減額の記載又は記録は、次の各号に掲げる振込国債に係る当該各号に定める金額について行う。
 - 一 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債と名称及び記号を同じくする分離元本振込国債 当該分離適格振込国債の金額と同額
 - 二 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の各利子部分と利子支払期日を同じくする各分離利息振込国債 当該分離適格振込国債の各利子の金額と同額

第六節 抹消

（参加者による抹消の申請）

第六十一条 参加者（日本銀行を除く。）は、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）について、抹消を行う必要が生じた場合には、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、当該抹消の申請をしなければならない。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者口座（自己口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 その他の日本銀行が別に定める事項
- 2 前項第一号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

(顧客による抹消の申請)

第六十二条 顧客は、自己の顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）について、抹消を行う必要が生じた場合には、当該顧客口座を開設している参加者等に対し、当該抹消の申請をしなければならない。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 減額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該顧客口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 2 前項第一号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。

(参加者及び顧客以外の者による抹消の申請)

第六十三条 第六十一条の規定は、参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について、法令の規定に基づき当該参加者口座（自己口）の開設を受けている参加者以外の者が抹消の申請をする場合について準用する。

- 2 前条の規定は、顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債について、法令の規定に基づき当該顧客口座の開設を受けている顧客以外の者が抹消の申請をする場合について準用する。

(日本銀行による抹消に係る記載又は記録)

第六十四条 日本銀行は、第六十一条第一項若しくは前条第一項の申請又は次条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をする。

- 2 日本銀行は、第六十二条第一項又は前条第二項の申請を受けた場合には、その備える振替口座簿の顧客口座及び参加者口座において、当該申請に基づく減額の記載又は記録をする。
- 3 日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について、抹消を行う必要が生じた場合には、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該抹消に係る減額の記載又は記録をする。

(参加者による抹消に係る記載又は記録及び通知)

第六十五条 参加者（日本銀行を除く。）は、第六十二条第一項若しくは第六十三条第二項の申請又は次条第二項若しくは第六十七条第二項の通知を受けた

場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該参加者は、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者の参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 その他の日本銀行が別に定める事項

（間接参加者による抹消に係る記載又は記録及び通知）

第六十六条 間接参加者は、第六十二条第一項若しくは第六十三条第二項の申請又は次条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該間接参加者は、その指定参加者に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該間接参加者の間接参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

（外国間接参加者による抹消に係る記載又は記録及び通知）

第六十七条 外国間接参加者は、第六十二条第一項若しくは第六十三条第二項の申請又は次項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該申請又は当該通知に基づく減額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、その指定参加者等に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - 一 減額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該外国間接参加者の外国間接参加者口座（顧客口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

（償還に伴う抹消に係る記載又は記録）

第六十八条 振込国債（日本銀行の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされているものを除く。）について償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払）が行われた場合には、当該振込国債について次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める申請又は申請及び通知があつたものとみなし、当該申請又は当該通知を受けたものとみなされる日本銀行及び参加者等は、その備える振替口座簿において、第六十四条第一項若しくは第二項、第六十五条第一項、第六十六条第一項又は前条第一項の規定による減額の記載又は

記録をしなければならない。

- 一 参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債 第六十一条第一項の申請
 - 二 参加者（日本銀行を除く。）が開設している顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債 第六十二条第一項の申請及び第六十五条第二項の通知
 - 三 間接参加者が開設している顧客口座（外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債 第六十二条第一項の申請、第六十六条第二項の通知及び第六十五条第二項の通知
 - 四 外国間接参加者が開設している顧客口座（外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）に記載又は記録がされている振込国債 第六十二条第一項の申請、前条第二項の通知、第六十六条第二項の通知（当該外国間接参加者が間接参加者の下位機関である場合に限る。）及び第六十五条第二項の通知
 - 五 日本銀行が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債 第六十二条第一項の申請
- 2 日本銀行の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている振込国債について償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払）が行われた場合には、日本銀行は、当該振込国債について、その備える振替口座簿の参加者口座において、第六十四条第三項の規定による減額の記載又は記録をする。

第七節 信託の記載又は記録

（信託の記載又は記録）

第六十九条 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める者は、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定により、信託の受託者（以下この節において「受託者」という。）の参加者口座又は顧客口座の信託口（その参加者又は顧客を受託者とする信託の信託財産に属する振込国債の記載又は記録をする種別をいう。以下同じ。）において増額の記載又は記録がされるための振替の申請をしなければならない。

- 一 信託の委託者（以下「委託者」という。）の受託者に対する振込国債の譲渡又は質入れにより当該振込国債が信託財産に属することとなる場合 委託者
- 二 前号に規定する事由以外の事由により振込国債が信託財産に属することとなる場合 受託者（当該受託者に対し当該振込国債についての権利を移転する参加者又は顧客であつて、当該受託者から当該申請に関し代理権を付与されたものを含む。）

- 2 前項第二号に掲げる場合には、信託の受益者又は委託者が、受託者に代位して同項の申請をすることができる。この場合において、信託の受益者又は委託者は、当該申請をする際に、当該申請を受ける日本銀行又は参加者等に対し、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振込国債が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。
- 3 振込国債がその発行時から信託財産に属する場合には、受託者は、第一項の申請に代えて、第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定により、当該受託者の参加者口座又は顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別として信託口を示し、又は通知することができる。

(信託の記載又は記録の抹消)

第七十条 次に掲げる場合には、受託者は、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条第一項の規定により、当該受託者の参加者口座又は顧客口座の信託口において減額の記載又は記録がされるための振替の申請をしなければならない。

- 一 振込国債についての権利の移転により当該振込国債が信託財産に属しないこととなる場合
- 二 振込国債を固有財産に帰属させることにより当該振込国債が信託財産に属しないこととなる場合

- 2 前項第二号に掲げる場合には、信託の受益者が、受託者とともに同項の申請をしなければならない。この場合において、信託の受益者は、当該申請をする際に、当該申請を受ける日本銀行又は参加者等に対し、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(受託者の変更に伴う信託の記載又は記録等)

第七十一条 受託者の変更があった場合には、信託法（平成十八年法律第百八号）第五十九条第一項に規定する前受託者（以下「前受託者」という。）は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定により、当該前受託者の参加者口座又は顧客口座の信託口において減額の記載又は記録がされ、かつ、同法第六十二条第一項に規定する新受託者（以下「新受託者」という。）の参加者口座又は顧客口座の信託口において増額の記載又は記録がされるための振替の申請をしなければならない。ただし、同法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった

ときは、新受託者も、第三十六条第一項において準用する第三十四条第一項又は第三十六条第二項において準用する第三十五条第一項の規定により、当該申請をすることができる。

- 2 前項の申請をする前受託者又は新受託者は、当該申請をする際に、当該申請を受ける日本銀行又は参加者等に対し、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

第七十二条 削除

第四章 元利金の配分

(元利金の配分)

第七十三条 日本銀行は、振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消を禁止されたものを除く。以下この条において同じ。）の償還期日又は利子支払期日に、国からその元金又は利子を一括して受領したうえ、日本銀行が別に定めるところにより、これを参加者に配分する。

- 2 参加者は、前項の規定により当該参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債の元金又は利子の配分を受けた場合には、これをその顧客に配分しなければならない。
- 3 間接参加者は、前項の規定により当該間接参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債の元金又は利子の配分を受けた場合には、これをその顧客に配分しなければならない。
- 4 外国間接参加者は、前二項又はこの項の規定により当該外国間接参加者が開設している顧客口座に記載又は記録がされている振込国債の元金又は利子の配分を受けた場合には、これをその顧客に配分しなければならない。
- 5 前三項の規定にかかわらず、参加者等は、顧客からの申出に基づき、当該顧客の顧客口座に記載又は記録がされている振込国債の利子の全部又は一部を、当該顧客以外の者に配分することができる。

第五章 手数料

(手数料)

第七十四条 日本銀行は、日本銀行が別に定めるところにより、参加者及び日本銀行の顧客から手数料を徴収することができる。

第六章 超過記載又は記録に係る義務の履行

(日本銀行が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い)

第七十五条 日本銀行は、法第百三条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、国に対し、その超過額に相当する額の同項の銘柄の振込国債について、債務の全部を免除する旨の意思表示をする。

一 日本銀行が備える振替口座簿の参加者口座に記載又は記録がされている当該銘柄の振込国債の金額の合計額

二 当該銘柄の振込国債の発行総額（償還又は買入消却が行われた額を除く。）

2 前項第一号に掲げる額は、同号の参加者口座における増額又は減額の記載又は記録であって、当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第百二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振込国債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

3 第一項の場合において、日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）（質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分を除く。以下この条において同じ。）において、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振込国債の記載又は記録がされていないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで当該銘柄の振込国債を取得する。

4 日本銀行は、第一項の規定により免除の意思表示をした場合には、直ちに、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている当該免除の意思表示に係る振込国債について、その備える振替口座簿の参加者口座において、第六十四条第三項の規定による減額の記載又は記録をする。

(参加者が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い)

第七十六条 参加者は、法第百三条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、国に対し、その超過額に相当する額の同項の銘柄の振込国債について、債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該参加者が備える振替口座簿の顧客口座に記載又は記録がされている当該銘柄の振込国債の金額の合計額

二 日本銀行が備える振替口座簿の当該参加者の参加者口座（顧客口）に記載又は記録がされている当該銘柄の振込国債の金額

2 前項各号に掲げる額は、同項第一号の顧客口座又は同項第二号の参加者口座（顧客口）における増額又は減額の記載又は記録であって、当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第百二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振込国債を取得

した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

- 3 第一項の場合において、当該参加者は、自己の参加者口座（自己口）（質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分を除く。以下この条において同じ。）において、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振込国債の記載又は記録がされていないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで当該銘柄の振込国債を取得しなければならない。
- 4 参加者（日本銀行を除く。）は、第一項の規定により免除の意思表示をした場合には、直ちに、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている当該免除の意思表示に係る振込国債について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、自己の参加者口座（顧客口）への振替の申請をしなければならない。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者口座（自己口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 当該参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 四 その他の日本銀行が別に定める事項
- 5 日本銀行は、前項の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。
- 6 日本銀行は、第一項の規定により免除の意思表示をした場合には、直ちに、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている当該免除の意思表示に係る振込国債について、その備える振替口座簿の参加者口座において、自己の参加者口座（顧客口）への振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。

（間接参加者が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い）

第七十七条 前条第一項から第四項（第四号を除く。）までの規定は間接参加者について、同条第五項の規定は指定参加者について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「参加者」とあり、並びに同条第四項中「参加者（日本銀行を除く。）」とあるのは「間接参加者」と、同条第一項及び第五項中「日本銀行」とあるのは「指定参加者」と、同条第一項、第二項及び第四項中「参加者口座（顧客口）」とあるのは「間接参加者口座（顧客口）」と、同条第三項及び第四項中「参加者口座（自己口）」とあるのは「間接参加

者口座（自己口）」と、同項中「日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し」とあるのは「その指定参加者に対し」と、同条第五項中「参加者口座」とあるのは「間接参加者口座」と読み替えるものとする。

（外国間接参加者が超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い）

第七十八条 第七十六条第一項から第四項（第四号を除く。）までの規定は外国間接参加者について、同条第五項の規定は指定参加者等について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「参加者」とあり、並びに同条第四項中「参加者（日本銀行を除く。）」とあるのは「外国間接参加者」と、同条第一項及び第五項中「日本銀行」とあるのは「指定参加者等」と、同条第一項、第二項及び第四項中「参加者口座（顧客口）」とあるのは「外国間接参加者口座（顧客口）」と、同条第三項及び第四項中「参加者口座（自己口）」とあるのは「外国間接参加者口座（自己口）」と、同項中「日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し」とあるのは「その指定参加者等に対し」と、同条第五項中「参加者口座」とあるのは「外国間接参加者口座」と読み替えるものとする。

（日本銀行が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い）

第七十九条 日本銀行は、法第七十条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振込国債又は分離利息振込国債があるときは、国に対し、その超過額に相当する額の当該銘柄の分離元本振込国債又は分離利息振込国債について、債務の全部を免除する旨の意思表示をする。

一 日本銀行が備える振替口座簿の参加者口座に記載又は記録がされているすべての分離適格振込国債について元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に、日本銀行が備える振替口座簿の参加者口座に記載又は記録がされることとなる分離元本振込国債及び分離利息振込国債の銘柄ごとの金額の合計額

二 すべての分離適格振込国債についてその発行総額（償還又は買入消却が行われた額を除く。）につき元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合の分離元本振込国債及び分離利息振込国債の銘柄ごとの金額の合計額

2 前項第一号に掲げる額は、同号の参加者口座における増額又は減額の記載又は記録であって、当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第七十二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の分離適格振込国債等を取得した者のないことが証明された

ときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

- 3 第一項の場合において、日本銀行は、自己の参加者口座（自己口）（質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分を除く。以下この条において同じ。）において、当該超過額に相当する額の当該銘柄の分離元本振込国債又は分離利息振込国債の記載又は記録がされていないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで当該銘柄の分離元本振込国債又は分離利息振込国債を取得する。
- 4 第一項及び前項の場合において、分離元本振込国債並びにこれと名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の各利子部分と利子支払期日を同じくする各分離利息振込国債について、第一項第一号の額が同項第二号の額を超えるとときは、当該分離元本振込国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債をもって、当該分離適格振込国債の金額と同額の当該分離元本振込国債及び当該分離適格振込国債の各利子の金額と同額の当該各分離利息振込国債に代えることができる。
- 5 日本銀行は、第一項の規定により免除の意思表示をした場合には、直ちに、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている当該免除の意思表示に係る分離元本振込国債又は分離利息振込国債（前項の分離適格振込国債について免除の意思表示をしたときは、当該分離適格振込国債）について、その備える振替口座簿の参加者口座において、第六十四条第三項の規定による減額の記載又は記録をする。

（参加者が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い）

第八十条 参加者は、法第七十条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離適格振込国債等があるときは、国に対し、その超過額に相当する額の当該銘柄の分離適格振込国債等について、債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

- 一 当該参加者が備える振替口座簿の顧客口座に記載又は記録がされている分離適格振込国債等の銘柄ごとの金額の合計額
 - 二 日本銀行が備える振替口座簿の当該参加者の参加者口座（顧客口）に記載又は記録がされている分離適格振込国債等の銘柄ごとの金額
- 2 前項各号に掲げる額は、同項第一号の顧客口座又は同項第二号の参加者口座（顧客口）における増額又は減額の記載又は記録であって、当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の分離適格振込国債等を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

- 3 第一項の場合において、当該参加者は、自己の参加者口座（自己口）（質権の目的である振込国債の記載又は記録をする内訳区分を除く。以下この条において同じ。）において、当該超過額に相当する額の当該銘柄の分離適格振込国債等の記載又は記録がされていないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで当該銘柄の分離適格振込国債等を取得しなければならない。
- 4 参加者（日本銀行を除く。）は、第一項の規定により免除の意思表示をした場合には、直ちに、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている当該免除の意思表示に係る分離適格振込国債等について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、自己の参加者口座（顧客口）への振替の申請をしなければならない。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 減額及び増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債等の銘柄及び金額
 - 二 当該参加者口座（自己口）において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 三 当該参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 四 その他の日本銀行が別に定める事項
- 5 日本銀行は、前項の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請に基づく減額及び増額の記載又は記録をする。
- 6 日本銀行は、第一項の規定により免除の意思表示をした場合には、直ちに、自己の参加者口座（自己口）に記載又は記録がされている当該免除の意思表示に係る分離適格振込国債等について、その備える振替口座簿の参加者口座において、自己の参加者口座（顧客口）への振替に係る減額及び増額の記載又は記録をする。

（間接参加者が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い）

第八十一条 前条第一項から第四項（第四号を除く。）までの規定は間接参加者について、同条第五項の規定は指定参加者について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「参加者」とあり、並びに同条第四項中「参加者（日本銀行を除く。）」とあるのは「間接参加者」と、同条第一項及び第五項中「日本銀行」とあるのは「指定参加者」と、同条第一項、第二項及び第四項中「参加者口座（顧客口）」とあるのは「間接参加者口座（顧客口）」と、同条第三項及び第四項中「参加者口座（自己口）」とあるのは「間接参加

者口座（自己口）」と、同項中「日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し」とあるのは「その指定参加者に対し」と、同条第五項中「参加者口座」とあるのは「間接参加者口座」と読み替えるものとする。

（外国間接参加者が分離適格振込国債等の超過記載又は記録に係る義務を履行する場合の取扱い）

第八十二条 第八十条第一項から第四項（第四号を除く。）までの規定は外国間接参加者について、同条第五項の規定は指定参加者等について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「参加者」とあり、並びに同条第四項中「参加者（日本銀行を除く。）」とあるのは「外国間接参加者」と、同条第一項及び第五項中「日本銀行」とあるのは「指定参加者等」と、同条第一項、第二項及び第四項中「参加者口座（顧客口）」とあるのは「外国間接参加者口座（顧客口）」と、同条第三項及び第四項中「参加者口座（自己口）」とあるのは「外国間接参加者口座（自己口）」と、同項中「日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し」とあるのは「その指定参加者等に対し」と、同条第五項中「参加者口座」とあるのは「外国間接参加者口座」と読み替えるものとする。

第七章 加入者集会

（加入者集会）

第八十三条 日本銀行は、法第三十一条第一項に規定する事業譲渡を行う場合には、参加者（日本銀行を除く。）及び日本銀行の顧客（以下この章において「加入者」という。）による集会（以下「加入者集会」という。）の決議により、加入者の承認を受ける。

2 加入者集会の招集、決議その他これに関する事項は、この章の規定によるほか、法第三十四条及び第三十六条から第三十九条まで並びに特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第一号）第二十四条（第二号から第四号までを除く。）から第三十二条までの規定により取り扱う。

（加入者集会の議長）

第八十四条 加入者集会の議長は、その招集のつど、日本銀行の総裁が日本銀行の役員及び職員のうちからこれを定める。

（加入者の議決権）

第八十五条 各加入者の議決権は、平等であるものとする。ただし、加入者の

うち国及び国の機関は、議決権を有しないものとする。

(電磁的方法による議決権の行使)

第八十六条 電磁的方法による議決権の行使に関し必要な事項は、日本銀行が別に定める。

(みなし賛成)

第八十七条 加入者(国及び国の機関を除く。)が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しない場合には、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成したものとみなす。

第八章 加入者保護信託

(定義)

第八十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 加入者保護信託 法第二条第十一項の加入者保護信託をいう。
- 二 加入者保護信託命令 加入者保護信託に関する命令(平成十四年内閣府・法務省・財務省令第四号)をいう。
- 三 負担金 法第六十二条第一項の負担金をいう。
- 四 参加者等 参加者(第七条第二項の規定により参加者口座の開設を受けた参加者を除く。以下この章において同じ。)又は間接参加者をいう。
- 五 受託者 加入者保護信託の受託者をいう。

(破産手続等開始決定の通知及び報告)

第八十九条 参加者等であって、法第五十八条の破産直近上位機関等となった者は、直ちに、同条の破産手続等開始決定がなされた旨その他加入者保護信託命令で定める事項を受託者に対し通知するとともに、金融庁長官、法務大臣、財務大臣及び日本銀行に対し報告しなければならない。

(受託者に対する事務委託)

第九十条 日本銀行は、加入者保護信託命令及び加入者保護信託契約に基づき、この章の定めるところにより、受託者に対し、負担金につき、その支払方法の決定、通知及び収納その他これらに関連する事務を委託する。

(負担金の支払債務)

第九十一条 参加者口座の開設又は間接参加者の承認を受ける者（第七条第二項の規定により参加者口座の開設を受ける者及び次に掲げる者を除く。）は、その開設又は承認の際、次条に規定する額の負担金支払債務を負う。

- 一 参加者等の合併又は会社分割により、当該参加者等から国債の振替に関する業務の承継を受ける者
- 二 参加者等から国債の振替に関する業務の譲渡を受ける者
- 三 参加者から間接参加者に、又は間接参加者から参加者に地位を変更する者

(負担金の額)

第九十二条 負担金の額は、金七十五万円とする。

(負担金の支払方法)

第九十三条 日本銀行は、第七条第一項の申出又は第十一条第一項の申請に基づき参加者口座の開設又は間接参加者の承認をしようとする場合には、あらかじめ、当該申出又は申請を行った者（第九十一条各号に掲げる者を除く。以下この条において「申出者」という。）に対し、二週間以内の支払期限を定めて前条の負担金を受託者に支払うべき旨を通知するとともに、当該通知を行った旨を受託者に通知する。

- 2 受託者は、日本銀行から前項の通知を受けた場合には、申出者に対し、同項の負担金の額及び支払期限並びに受託者の定める支払方法を通知する。
- 3 申出者は、前二項の通知に従い、受託者に対し、負担金を支払わなければならない。
- 4 受託者は、申出者から前項の負担金の支払を受けた場合には、日本銀行に対しその旨を速やかに通知する。
- 5 日本銀行は、前項の通知を受けた後でなければ、第七条第四項及び第五項の規定による参加者口座の開設の手続又は第十一条第三項及び第四項の規定による間接参加者の承認の手続を行わない。

(日本銀行に対する報告)

第九十四条 受託者は、日本銀行に対し、加入者保護信託命令第十五条各号に掲げる書類を、加入者保護信託の各信託事務年度終了後三月を経過した日ま

で提出する。

第九章 雑則

(振替口座簿の記載事項又は記録事項の証明等)

第九十五条 参加者（日本銀行を除く。）及び日本銀行の顧客は、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、自己の口座（参加者口座又は顧客口座をいう。以下この項において同じ。）に記載若しくは記録がされている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法（特別振替機関の監督に関する命令第二十五条第一項第一号に掲げる方法であって、日本銀行が定めるものをいう。）により提供することを請求することができる。当該口座に係る利害関係者（当該口座の開設を受けている者の財産の管理及び処分をする権利を有する者並びに当該口座の開設を受けている者の相続人その他の一般承継人をいう。以下同じ。）についても、正当な理由がある場合には、同様とする。

- 2 顧客（日本銀行の顧客を除く。）は、口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第二号）第八条第一項に定めるところにより、自己の顧客口座を開設している参加者等に対し、当該顧客口座に記載若しくは記録がされている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法（同令第九条第一項に掲げる方法であって、当該参加者等が定めるものをいう。）により提供することを請求することができる。当該顧客口座に係る利害関係者についても、正当な理由がある場合には、同様とする。
- 3 利害関係者が前二項の規定による請求をする場合には、当該請求において、その利害関係を明らかにする資料を提出しなければならない。ただし、他の取引において当該資料が既に提出されているときは、この限りでない。

(報告及び振替口座簿の閲覧)

第九十六条 参加者等（日本銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第七十六条第一項（第七十七条及び第七十八条において準用する場合を含む。）又は第八十条第一項（第八十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。）の場合その他法第十九条に規定する事故があったことを知った場合には、直ちに、次に掲げる事項を日本銀行に報告しなければならない。

- 一 事故が発生した営業所の名称
- 二 事故を起こした取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その

職務を行うべき社員を含む。) 監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 事故の概要

- 2 参加者等は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明した場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を日本銀行に報告しなければならない。
 - 一 事故の詳細
 - 二 改善策
- 3 参加者等は、日本銀行から請求があった場合には、顧客口座の残高その他国債振替決済制度に関する事項について、日本銀行に報告又は資料の提出をしなければならない。
- 4 日本銀行は、第一項に規定する場合その他の国債振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、参加者等が備える振替口座簿を閲覧することができる。

(免責)

- 第九十七条 日本銀行は、この規程及び次条の規定により日本銀行が定めた事項に基づく参加者からの申請、通知等に従って相当の注意をもって処理した事項により生じた損害については、責任を負わない。
- 2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、日本銀行の責に帰さない事由により生じた損害については、責任を負わない。

(所要事項の決定等)

- 第九十八条 日本銀行は、国債振替決済制度の円滑な運営を図るため、この規程に定めるもののほか、所要の事項を定め、又は所要の措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

- 第九十九条 日本銀行は、国債振替決済制度の存続の必要がないと認める場合には、六か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第四十八条において読み替えて適用する法第二十二条第一項の規定により法第四十七条第一項の指定を取り消された場合には、この限りでない。
- 2 前項の規定による国債振替決済制度の廃止に関し必要な事項は、日本銀行が別に定める。

(規程の改正)

- 第一百条 日本銀行は、国債振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣の認可を受けて、こ

の規程を改正することができる。

(主権免除の放棄)

第百一条 参加者等は、参加者等自身又は参加者等の現在若しくは将来の一切の財産に対する訴訟手続、執行手続、差押手続その他一切の日本の司法権の行使から免れる権利を有する場合であっても、国債振替決済制度に関する日本銀行との間の権利義務関係について、可能な限りにおいて当該権利を放棄する。

(準拠法及び合意管轄)

第百二条 国債振替決済制度に関する日本銀行と参加者等との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 国債振替決済制度に関する日本銀行と参加者等との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、日本銀行は、管轄が認められる国外の裁判所において参加者等に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十五年一月二十七日から実施する。ただし、附則第三条の規定は、日本銀行が法第四十七条第一項の指定を受けた日から実施する。

(振決国債の特例)

第二条 特例国債（法附則第十九条に規定する特例国債をいう。以下同じ。）のうち日本銀行が法第十三条第一項の国の同意を得た内国債であって、振替受入簿に記載又は記録がされたものについては、振決国債とみなして、この規程の規定（第三章第二節、第四節及び第五節並びに第七十九条から第八十二条までの規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とするものとする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|----------|-------|---------------------|
| 第六十九条第三項 | その発行時 | 振替受入簿にその記載又は記録がされる時 |

| | | |
|-------------|---|--|
| | 第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定により、当該受託者の参加者口座又は顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別として信託口を示し、又は通知する | 附則第五条第一項の規定により、当該受託者の参加者口座又は顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別として信託口を示す |
| 第七十五条第一項第二号 | の発行総額（ | について振替受入簿に記載又は記録がされた金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び |
| 第七十五条第二項 | 発生、移転又は消滅 | 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） |
| | より当該 | より当該参加者口座における当該 |
| 第七十六条第二項 | 発生、移転又は消滅 | 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） |
| | より当該 | より当該顧客口座又は当該参加者口座（顧客口）における当該 |

（特例国債に係る発行者の同意に関する公告）

第三条 日本銀行は、特例国債について法第十三条第一項の国の同意を得た場合には、遅滞なく、その旨を官報に掲載して公告する。

（振替受入簿の備付け）

第四条 日本銀行は、振替受入簿を備える。

（特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の申請）

第五条 特例国債（日本銀行が法第十三条第一項の国の同意を得た内国債に限る。以下同じ。）の債権者（日本銀行を除く。以下「債権者」という。）は、その有する特例国債について、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、振替受入簿の記載又は記録の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該特例国債の銘柄及び金額

- 二 増額の記載又は記録がされるべき参加者口座
 - 三 前号の参加者口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 四 債権者が顧客である場合には、次に掲げる事項
 - イ 債権者の氏名又は名称及び顧客口座
 - ロ イの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - 五 その他の日本銀行が別に定める事項
- 2 前項の申請は、債権者が顧客である場合には、同項第二号の参加者口座の開設を受けている参加者が、当該債権者から当該申請をすることについて授權を受け、当該債権者に代わってこれをする。
 - 3 第一項の申請に係る特例国債が国債証券である場合には、債権者又は前項の参加者は、当該申請をする際に、日本銀行に対し、当該国債証券（利子支払期日が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を提出しなければならない。
 - 4 第一項の申請に係る特例国債が法附則第二十二条第二項ただし書に規定する登録国債である場合には、債権者は、当該申請と同時に、日本銀行に対し、当該特例国債について、登録の除却の請求及び同条第三項の証明の請求をしなければならない。
 - 5 第一項第一号の金額は、その特例国債に係る振込国債の最低額面金額の整数倍でなければならない。
 - 6 第一項第三号の内訳区分（債権者が顧客である場合には、同項第四号ロの内訳区分）は、質権の目的である振込国債の記載又は記録をするものであってはならない。

（日本銀行による特例国債に係る振替受入簿及び振替口座簿の記載又は記録並びに通知）

第六条 日本銀行は、前条第一項の申請を受けた場合には、当該申請に係る特例国債について、振替受入簿に法附則第二十条第一項各号に掲げる事項の記載又は記録をし、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該申請に基づく増額の記載又は記録をする。

- 2 前項の場合において、日本銀行は、参加者口座（顧客口）（日本銀行の参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、当該参加者口座（顧客口）の開設を受けている参加者に対し、次に掲げる事項の通知をする。
 - 一 当該特例国債の銘柄及び金額
 - 二 債権者の氏名又は名称及び顧客口座

三 前号の顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

- 3 第一項の場合において、日本銀行は、自己の参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該申請に基づく増額の記載又は記録をする。
- 4 日本銀行は、その有する特例国債について、振替受入簿の記載又は記録をすることとした場合には、当該特例国債について、振替受入簿に法附則第二十条第一項各号に掲げる事項の記載又は記録をし、その備える振替口座簿の参加者口座において増額の記載又は記録をする。
- 5 日本銀行が第一項又は前項の規定により振替受入簿の記載又は記録をした場合には、当該記載又は記録をした時に、法附則第二十二条第五項第一号又は法第四十八条の規定による読替え後の法附則第二十二条第九項第一号に規定する通知があったものとみなす。

（参加者による特例国債に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知）

第七条 参加者は、前条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該参加者は、間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている間接参加者又は外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項の通知をしなければならない。

（間接参加者による特例国債に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知）

第八条 間接参加者は、前条第二項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項の通知をしなければならない。

（外国間接参加者による特例国債に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知）

第九条 外国間接参加者は、附則第七条第二項、前条第二項又は次項の通知を受けた場合には、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客

口)において増額の記載又は記録をするときは、当該外国間接参加者口座(顧客口)の開設を受けている外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項の通知をしなければならない。

(特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の停止期間)

第十条 日本銀行は、特例国債の償還期日又は利子支払期日の八営業日前から前営業日までの範囲内の一定期間を、当該特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録をすることができない期間として別に定めることができる。

(特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消)

第十一条 債権者は、その有する特例国債について附則第五条第一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされた場合において、当該特例国債について第六十一条第一項、第六十二条第一項又は第六十三条第一項若しくは第二項の抹消の申請が行われているときは、日本銀行が別に定めるところにより、日本銀行に対し、当該特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることができる。

2 日本銀行は、前項の振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請を受けた場合には、当該申請に係る特例国債について、振替受入簿の記載又は記録を抹消する。

3 日本銀行が前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消した場合には、当該記載又は記録を抹消した時に、法附則第二十四条第三項の規定による通知があったものとみなす。

(日本銀行による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知)

第十二条 日本銀行は、国が法第二条第一項に規定する社債等(法の規定の適用があるものに限る。)に係る債務を承継することとなった場合において、当該社債等(以下「承継対象債券」という。)について、法令の規定により財務大臣からその承継日(国が当該債務を承継する日をいう。以下同じ。)以後における名称及び記号、増額の記載又は記録がされるべき参加者口座その他の振替口座簿の記載又は記録をするために必要な事項の通知を受けたときは、承継日までに、その備える振替口座簿の参加者口座において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をする。

2 前項の場合において、日本銀行は、参加者口座(自己口)(日本銀行の参加者口座(自己口)を除く。)において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該参加者口座(自己口)の開設を受けている参加者に対し、当

該参加者口座（自己口）に関する事項及び当該記載又は記録に関する事項の通知をする。

- 3 第一項の場合において、日本銀行は、参加者口座（顧客口）（日本銀行の参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該参加者口座（顧客口）の開設を受けている参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をする。
 - 一 承継対象債券の承継日以後における名称及び記号
 - 二 当該参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - 三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の承継対象債券の金額
- 4 第一項の場合において、日本銀行は、自己の参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、その備える振替口座簿の顧客口座において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をするほか、当該顧客口座の開設を受けている顧客に対し、当該顧客口座に関する事項及び当該記載又は記録に関する事項の通知をする。
- 5 承継日以後、承継対象債券は振込国債と、第一項の記載又は記録は第三十条第一項の記載又は記録と、前項の記載又は記録は同条第三項の記載又は記録とみなす。

（参加者による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知）

第十三条 参加者は、前条第三項の通知を受けた場合には、承継日までに、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該参加者は、間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該間接参加者口座（顧客口）又は外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている間接参加者又は外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をしなければならない。
 - 一 承継対象債券の承継日以後における名称及び記号
 - 二 当該間接参加者若しくは外国間接参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - 三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の承継対象債券の金額

- 3 第一項の場合において、当該参加者は、顧客口座（間接参加者口座（顧客口）及び外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該顧客口座の開設を受けている顧客に対し、当該顧客口座に関する事項及び当該記載又は記録に関する事項の通知をしなければならない。
- 4 承継日以後、第一項の記載又は記録は、第三十一条第一項の記載又は記録とみなす。

（間接参加者による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知）

第十四条 間接参加者は、前条第二項の通知を受けた場合には、承継日までに、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をしなければならない。
 - 一 承継対象債券の承継日以後における名称及び記号
 - 二 当該外国間接参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - 三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の承継対象債券の金額
- 3 第一項の場合において、当該間接参加者は、顧客口座（外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該顧客口座の開設を受けている顧客に対し、当該顧客口座に関する事項及び当該記載又は記録に関する事項の通知をしなければならない。
- 4 承継日以後、第一項の記載又は記録は、第三十二条第一項の記載又は記録とみなす。

（外国間接参加者による承継対象債券に係る振替口座簿の記載又は記録及び通知）

第十五条 外国間接参加者は、附則第十三条第二項、前条第二項又は次項の通知を受けた場合には、承継日までに、その備える振替口座簿において、当該通知に基づく増額の記載又は記録をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該外国間接参加者は、外国間接参加者口座（顧客口）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該外国間接参加者口座（顧客口）の開設を受けている外国間接参加者に対し、当該通知を受けた事項のうち次に掲げるものの通知をしなければならない。
 - 一 承継対象債券の承継日以後における名称及び記号
 - 二 当該外国間接参加者又はその下位機関の顧客の氏名又は名称及び顧客口座
 - 三 前号の顧客ごとの顧客口座において増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分並びに当該種別及び内訳区分別の承継対象債券の金額
- 3 第一項の場合において、当該外国間接参加者は、顧客口座（外国間接参加者口座（顧客口）を除く。）において増額の記載又は記録をするときは、承継日までに、当該顧客口座の開設を受けている顧客に対し、当該顧客口座に関する事項及び当該記載又は記録に関する事項の通知をしなければならない。
- 4 承継日以後、第一項の記載又は記録は、第三十三条第一項の記載又は記録とみなす。